

やちまた 男女共同参画だより

特集・災害時の避難所運営

災害はいつ・どこで起こるかわかりません。万が一に備えて準備することや災害について知ることが大切です。今号は、災害時の避難所に焦点を当てていきます。

指定避難所とは？

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設です。市では小・中学校や公民館などの施設を指定しています。

また、一般的な避難所では生活に支障がある方を受入れることを想定した「指定福祉避難所」もあります。

避難所にはたくさんの方が避難することから、感染症をはじめ様々なリスクがあります。そのため、自宅で居住の継続ができる状況であれば、在宅避難（分散避難）を推奨しています。事前に住宅の耐震化等を行い、食料や水など必要な物を日頃から備え、可能なかぎり在宅避難できる準備を整えておくことが大切です。

避難所は誰が運営するの？

避難所での生活は避難してきた人たちが主体となって行います。避難者同士がお互いに助け合い、一人一人が運営に携わるという意識をもつことが大切です。

役割はどうやって決める？

避難者が増え、避難所生活が長期化すると見込まれる場合は、避難者による「避難所運営委員会」を設置し、避難者の意見の調整や、生活ルールの決定などを行います。この際、男性・女性どちらの意見も反映されるよう、委員の性別が偏らないようにすることが大切です。

また、「運営方法の決定は男性、炊き出しは女性」など、性別によって役割を固定化するのではなく、話し合いや当番制で決めることで、一部の人に過度な負担が集中しないようにしましょう。

要配慮者・避難行動要支援者ってどんな人？

要配慮者とは

避難所などで配慮が必要な方。高齢者、障がい者、乳幼児及びその他特に配慮を要する者として、妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者等。

避難行動要支援者とは

災害時に自ら避難することが困難な方。主に高齢者や障がい者等。

市では、指定避難所での一般避難者と分けた要配慮者スペースの設置や避難行動要支援者名簿を作成しています。また、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、個別避難計画の作成を進めています。

災害時の女性や子どもへの犯罪を防ぐには？

災害時には、強いストレスや混乱の影響で暴力や犯罪の発生率が増加する傾向があります。また、避難生活の中では性犯罪の発生リスクも高まります。

東日本大震災や過去の災害でも、「簡易的に作った更衣室を上からのぞかれた」、「布団に男の人が入ってきた」、「授乳をじっと見られた」といった、性犯罪の報告がありました（東日本大震災女性支援ネットワーク東日本大震災「災害・復興時における女性と子どもへの暴力」に関する調査報告書より）。

このような犯罪は決してあってはならないことです。被害をなくすために、避難住民全体で犯罪を起こさせない環境づくりを行うことが大切です。

犯罪を防ぐためのポイント

- ・日中でもできるだけ複数で行動する。子どもを一人にしない。
- ・トイレに入る前には不審なところはないか確認する。
- ・死角になる場所は警戒する。
- ・避難所内での注意喚起。
- ・協力して避難所内や周辺の見回りを定期的に行う。

など



災害時こそ、誰もが安心して生活できる環境づくりが必要です。もしも、災害が起こり、避難所での生活を送ることになったときは、性別や年齢、障害にかかわらず、すべての人が安全に過ごせるよう、互いに気を配り、支え合う運営を心がけましょう。

発行 八街市総務部企画政策課 〒289-1192 千葉県八街市八街ほ 35-29
TEL 043-443-1114 FAX 043-444-0815 E-mail kikaku@city.yachimata.lg.jp
令和7年 8月発行（年4回発行）